

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部 局 名	保健福祉部		
	課 名	社会福祉課		
	係 名	企画管理係		
	記 入 者		電話(内線)	123

1. 事業の概要

(1) 事業種別 [新規又は継続]	継続		(2) 事務事業 の名称			民生委員推薦会運営事業			(3) 事業の 優先度		A		
(4) 総合計画での位置づけ						(6) 事業主体		市					
① 事業の区分	事務事業					(7) 予算・ 財源等 の種別	事業の性質	一般事業費(ソフト事業)					
② 施策コード	12201		(総合計画掲載ページ)				会計区分	一般会計					
基本目標(政策)	1ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						財源区分	市単独					
基本施策	1-2地域で支えあう社会福祉の充実(地域福祉)						予算科目	款 3		項 1		目 1	
施策	②地域福祉ネットワークの充実						予算書上の	民生委員推薦会運営事業費					
施策内容	1地域福祉推進機関の充実						事業名称	(予算書 67 ページに掲載)					
(5) 事業期間		開始	昭和	29	年	4	月から	(8) 事務分類		自治事務			
	終了			年			月まで (		力年)	根拠法令	民生委員法		

2. 事業の目的及び内容

(1) 対象 (だれに対して・何に対して行うのか)	(3) めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)
民生委員候補者	識見・人望があり、地域福祉の担い手として活躍できる民生委員児童委員候補者を選任・委嘱するため。
(2) 手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)
・民生委員推薦会の開催 ・市民生委員推薦会が民生委員児童委員候補者を決定、県に推薦する。 ・この候補者を県が開催する推薦会に諮り、県知事が厚生労働大臣に推薦する。 ・厚生労働大臣がこれを委嘱する。 * 民生委員の一斉改選(次期改選:平成28年度)及び欠員補充の推薦が必要となった時に開催する。	民生委員法第5条に基づき民生委員候補者を推薦している。
(5) 事業をとりまく環境の変化(社会環境、市民ニーズ等)や市民・議会の要望、意見等とそれに対する対応	
地域福祉の担い手である民生委員は無報酬の非常勤公務員であり、厚生労働大臣の委嘱を受けて活動している。近年は、対象者の抱える課題の複雑化・多様化に伴う業務の困難化などにより、相談業務の負担が増していることなどから民生委員・児童委員のなり手不足が課題である。	

3. 事業コスト

行政評価		実績内容の評価		検討・改善		検討・改善内容を反映					
実施計画											
● 予算内訳		実績額（千円）		当初予算額（千円）		計画額・見込額（千円）					
事業内容		27 年度		28 年度		29 年度		30 年度		31 年度	
(1) 事務事業費の コスト	事業費	報酬		0		60					
	合計				60						
	財源	国庫支出金 (千円)									
		県支出金 (千円)				21					
		地方債 (千円)									
		その他特定財源 (千円)									
		一般財源 (千円)		0		39					
合計 (千円)				60							
補助・起債制度名				県民生委員推薦会 運営補助金							

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）								
指標の名称			単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）								
指標名	民生委員推薦会の開催	目標値	回		1	1	1	1
		実績(見込)値		0	1			
		目標値						
		実績(見込)値						
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）								
指標名	厚生労働大臣からの委嘱人数	目標値	人		89	89	89	89
		実績(見込)値		89	89	89	89	89
		達成率		100.0 %	100.0 %			
		目標値						
		実績(見込)値						
		達成率	%	%				
5. 事業評価								
(1) 平成27年度の行政評価結果をうけて、平成27年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。 定数の維持に努めた結果、平成27年度は欠員を生じることなく推薦会の開催実績もなかった。								
(2) 項目別評価								
評価項目・客観的評価					理由			
必要性	事業の必要性	A	必要性は高い	民生委員法の規定に基づくもので必要。				
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	民生委員法の規定に基づき市が実施するもので妥当。				
	手段の妥当性	A	妥当である	民生委員法の規定に基づくもので妥当。				
効率性	コスト効率 人員効率	B	どちらとも言えない	結城市民生委員推薦会規則の規定により、定数14人以内と定められている。				
公平性	受益者の偏り	A	偏りは見られない	7つある選出区分それぞれから選出された委員が選出された候補者を推薦するものであり偏りは見られない。				
有効性	成果の向上	A	上がっている	欠員を生じることなく定数89名の民生委員定数を推薦している。				
進捗度	事業の進捗	A	順調である	欠員を生じることなく定数89名の民生委員定数を推薦している。				
(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。 民生委員児童委員は任期が3年で、結城市における定数89名についても平成28年度に一斉改選の時期を迎えることとなるが、定年で新任の候補者を選出しなければならない地区において、高齢化や新興住宅地における希薄な人間関係に起因して後任を選出できない事態が生じる恐れがある。								
(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？ 民生委員児童委員の活動は、地域の福祉を支え増進させることに直結するものであるため、民生委員児童委員協議会と十分に協議するほか、自治協力員等地域の実情に通じた方々の協力を仰ぎつつ欠員を生じることなく、89名の定数を維持するよう一斉改選に備える。								
6. 事業の方向性判断								
評価主体		28年度以降の事業の方向性		評価理由・根拠				
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う		現状のまま継続 (改善・改革なし)		注) 記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。				
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う		現状のまま継続 (改善・改革なし)		民生委員法の規定に基づき民生委員の委嘱に必要な手続きである。 民生委員推薦会の委員定数についても上限定数以内で運営する。				
(3) 最終評価 企画調整会議において 評価を行う				上記評価のとおり。				